

議案第59号

鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。